

議員提出議案第9号

特別委員会の設置について

このことについて、石垣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和2年5月8日

提出者	砥板芳行
賛成者	仲間均
〃	宮良操
〃	長浜信夫
〃	我喜屋隆次
〃	箕底用一
〃	友寄永三
〃	米盛初恵
〃	新垣重雄
〃	内原英聡

石垣市議会

議長 平良秀之 殿

理 由

本市への新型コロナウイルスによる影響が最小となるようにするべく、情報の収集及び国、県、市の施策・予算に対する提案・要望を必要に応じて行うため。

特別委員会の設置について

1. 特別委員会の名称

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会

2. 特別委員会の任務

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策及び支援策等を調査研究する。

3. 調査権限

本議会は、上記2. に掲げる事項の調査を行わせるため、地方自治法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

4. 期間

審査終了まで。

なお、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中も審査することとする。

5. 特別委員会の人数

本特別委員会委員の数は22人とする。